第十条第一号イ中「地方税法改正法及び震災特例法」を「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「地方税法改正法」という。）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）」に改め、同号ハ中「及び地方税法等改正法」を「、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災における特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）及び地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）に改め、同条第二号ニ中「自動車取得税交付金」の下に「（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第二条　この法律の施行の日が地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における第三条の規定による改正後の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第十条第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）及び地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　号）」とあるのは、「及び東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）」とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第百十七号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ（第三条）
第三章　日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等（第四条・第五条）
第四章　復興特別所得税
第一節　総則（第六条―第十一条）
第二節　個人の納税義務（第十二条―第二十五条）
第三節　法人の納税義務（第二十六条・第二十七条）
第四節　源泉徴収（第二十八条―第三十一条）
第五節　雑則（第三十二条・第三十三条）
第六節　罰則（第三十四条―第三十九条）
第五章　復興特別法人税
第一節　総則（第四十条―第四十六条）
第二節　課税標準（第四十七条）
第三節　税額の計算（第四十八条―第五十二条）
第四節　申告、納付及び還付等（第五十三条―第五十九条）
第五節　雑則（第六十条―第六十三条）
第六節　罰則（第六十四条―第六十八条）
第六章　復興債の発行等（第六十九条―第七十一条）
第七章　復興特別税の収入の使途等（第七十二条―第七十四条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策（以下「復興施策」という。）に必要な財源を確保するための特別措置として、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所属替等の措置を講ずるとともに、復興特別所得税及び復興特別法人税（以下「復興特別税」という。）を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めるものとする。

（基本原則）

第二条　政府は、復興施策に要する費用（平成二十三年度の一般会計補正予算（第1号）及び一般会計補正予算（第2号）に計上された費用を除き、第七十条に規定する復興債の収入をもって充てられる費用を含む。）の財源については、東日本大震災復興基本法第七条第一号に基づく歳出の削減並びに第七十二条第一項に定める復興特別税の収入、同条第二項に定める財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金、同条第三項に定める株式の処分による収入及び同条第四項に定める国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入を活用して、確保するものとする。

第二章　財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ

第三条　政府は、平成二十四年度から平成二十七年度までの間において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「特別会計法」という。）第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計法第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3　前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計法第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

第三章　日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等

第四条　特別会計法附則第二百二十五条第四項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定に帰属した日本たばこ産業株式会社（以下この項において「会社」という。）の株式のうち、会社が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項において同じ。）の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、同勘定から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

2　政府は、前項の規定により国債整理基金特別会計に所属替をした株式については、できる限り早期に処分するものとする。